

別府大学アジア歴史文化研究所規則

(目 的)

第1条 別府大学アジア歴史文化研究所（以下研究所という）は、アジア諸地域の人文・社会・自然に関する調査研究を推進するとともに、関連機関との交流を深め、あわせて別府大学における研究と教育の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第2条 研究所は、その事業を達成するために、次の事業を行う。

1. 調査研究の推進
2. 関連機関との交流
3. 各種資料の収集・整理・保管ならびにその利用
4. 研究成果等刊行物の発行
5. 研究会・講座等の開催
6. その他研究所の目的にそつ事業

(運 営)

第3条 研究所に、研究所長・研究員および事務職員をおく。

- 2 研究所長は、別府大学教授会の議をへて、学長が任命する。その任期は2年とし再任をさまたげない。
- 3 研究所長は、研究所を統轄する。
- 4 研究員は、別府大学教授会の議をへて、学長が委嘱する。その任期は2年とし、再任をさまたげない。
- 5 研究員は、研究所長のもとで、第2条に定める調査研究ほかの業務を分担する。
- 6 事務職員は、研究所長のもとで、第2条に定める事業を遂行するための支援業務を分担する。

(審 議)

第4条 研究所に、運営委員会を設ける。

- 2 運営委員会は、研究所の運営に関する事項について審議する。
- 3 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(研 究 生)

第5条 研究所に、研究生を置くことができる。

- 2 研究生に関する事項は、別府大学文学部研究生規定を準用する。

付則 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。